

令和8年度菅谷・加治コミュニティバス事業有料広告募集要項

新発田市では、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、コミュニティバスに広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 広告の規格等と募集枠数

区分（位置等）		規格	広告掲載料 （※1） （月額/枠）	新規 募集枠数
(1)車内広告	ポスター	B3 サイズ 1 枚	1,000 円	30 枠
(2)車外広告 特殊フィルム のラッピング による	左側面	縦 55 cm × 横 150 cm 以内	5,000 円	1 枠
	右側面	縦 80 cm × 横 280 cm 以内	12,000 円	募集なし
	後部	縦 60 cm × 横 100 cm 以内	10,000 円	1 枠
	3 面 （左右後部）	上記規格以上可 （応相談）	60,000 円	募集なし （※2）

※1 表中の広告掲載料は税抜き額です。消費税については別途徴収することとし、広告掲載を決定した日の税率によるものとします。

※2 「車外広告 3 面」については、左右後部全てに空きがある場合のみ可能となります。

2. 広告の募集（詳細）

(1) 広告を掲載する期間は、掲載の開始日が月の途中からの場合も月末までを 1 か月として取り扱い、期限は、年度末とします。ただし、車外広告については、次年度の掲載承認を得ない場合は、3 月 2 1 日から 3 1 日までの間に広告を撤去することとしますが、次年度の掲載承認を得た場合は引き続き掲載可能とします。

(2) 前年度から引き続き広告掲載を希望する場合を最優先とします。

(3) 募集枠数を超過した場合の取り扱いは、次のとおりとします。

・ 広告掲載の優先順位

1 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

2 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告

3 前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告

4 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当であると認めるもの

※同一の区分内で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長いものを優先（車外広告のみ期間の次に 3 面掲載を優先）します。また、同一の優先順位における広告の申込みが枠数を超えた場合は、抽選により決定します。※1

(4) 募集枠数に満たない場合又は、募集枠に空きができた場合は、随時募集（受付順）とします。お問い合わせください。

(5) 広告作成費は含みません。また、広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告主の責任で行っていただきます。（ただし、車内広告の掲載、撤去を除きます。）

(6) 車外広告掲載期間内に新発田市の過失により破損等が生じた場合は、市の責任において原状回復いたします。

(7) 車外広告の撤去作業により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復していただきます。

3. 申込みにあたって

政治や宗教に関するものや公序良俗に反するものなどは掲載できません。詳しくは下記をご覧ください。

○ 新発田市広告掲載要綱

○ 新発田市広告掲載基準

申込書

○ 菅谷・加治コミュニティバス事業有料広告掲載申込書

4. 申込み問い合わせ先

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 あて

Tel : 0254-28-9644 (直通)

E-mail : kotsu@city.shibata.lg.jp

●申込みから掲載までの流れ

(1)申込書及び添付書類（広告物の見本）を市へ提出

※募集枠数に満たない場合は随時募集（受付順）

(2)市から掲載（承認・却下）通知書を受け取る

(3)納付書（掲載承認通知書に添付）により掲載料の納付

(4)広告作成、掲載開始

車外広告（ラッピング）掲載位置



・ラッピング位置（おおよその位置  ）

車内広告（枠）位置